

大崎地区小学校適正配置(学校統合)実施計画

～よりよい教育環境の実現に向けて～

令和2年2月 策定

西海市教育委員会

目 次

I はじめに

- 1. 西海市における学校適正配置の取組状況 1

II 大崎地区における小学校の現状

- 1. 児童数の推移 2
- 2. 通学距離の状況 2
- 3. 職員の配置状況 3
- 4. 学校施設の整備状況 3

III 大崎地区学校適正配置の目的

- 1. 西海市小・中学校適正配置基本計画（答申）における位置付け 4
- 2. 適正配置の効果 4

IV 新たな教育制度の導入に係る国の制度改正

- 1. 国の制度改正 5
- 2. 小中一貫教育 5～6
- 3. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） 6

V 大崎地区学校適正配置の具体的内容

- 1. 大崎地区における推進方針 7～8
- 2. 適正配置後の児童数 8
- 3. 適正配置後の通学手段等 8～9
- 4. 大崎地区における小・中・高一貫教育の実現 10～11
- 5. 魅力ある学校づくり 11
- 6. 地域コミュニティの活性化支援 11
- 7. 学校施設の整備（大島東小学校） 12
- 8. 防災・交通安全対策 12
- 9. 空き校舎の利活用 12

VI 大崎地区小学校適正配置の今後の進め方

- 1. 大崎地区審議会の設置 13
- 2. 事前交流事業の実施 14
- 3. 適正配置に伴う人事上の配慮 14
- 4. 主なスケジュール（案） 15

I はじめに

1. 西海市における学校適正配置の取組状況

西海市では、全国的な少子化傾向に伴い、小中学校の児童生徒数が減少し続ける中、本市の子どもたちに望ましい教育環境を提供するため、児童・生徒を取り巻く環境や地理的条件、また歴史的背景等を踏まえ、21世紀の新しい教育に対応できる教育環境の総合的な整備を図る観点から、西海市長が平成19年9月3日、西海市学校適正配置基本計画策定委員会に対し、「西海市立小学校及び中学校の適正規模・適正配置」について諮問を行い、策定委員会から平成20年8月25日「西海市立小・中学校適正配置基本計画」（答申）が示され、西海市教育委員会に対して早急な対応が求められました。

教育委員会では、この答申を踏まえ、

- ・平成24年4月に西海北中学校と西海南中学校を閉校し、西海中学校を開校
- ・平成25年4月には大島中学校と崎戸中学校を閉校し、大崎中学校を開校し、県立大崎高等学校との中・高一貫教育の導入
- ・平成25年4月に多以良小学校、松島小学校、雪浦小学校幸物分校及び瀬戸小学校を閉校し、大瀬戸小学校を開校
- ・平成28年4月に西海西小学校と西海南小学校を閉校し、西海小学校を開校
- ・平成30年4月に亀岳小学校と白似田小学校を閉校し、ときわ台小学校を開校しました。

こうした中、大島・崎戸地区（以下「大崎地区」という。）における複式学級を有する小規模校の課題を速やかに解決するとともに、大崎地区における学校教育の現状と将来を見据えた様々な教育課題の解決に向けた教育環境整備を行うための取組などをまとめた「大崎地区小学校適正配置（学校統合）実施計画」（案）を作成いたしました。

II 大崎地区における小学校の現状

1. 児童数の推移

全国的な少子化の傾向と同様に、大崎地区の児童数は、5町合併当初の平成17年度366人（市全体1,988人、構成比18.4%）、平成26年度278人（市全体1,305人、構成比21.3%）、令和元年度266人（市全体1,261人、構成比21.1%）であり、その間の減少率は27.3%（市全体36.6%）となっています。

年度	児童数（構成比）	
	大崎地区	市全体
平成17年	18.4%	100.0%
	366人	1,988人
平成21年	19.7%	100.0%
	329人	1,666人
平成26年	21.3%	100.0%
	278人	1,305人
令和元年	21.1%	100.0%
	266人	1,261人

2. 通学距離の状況

現在の通学距離は、大島西小学校区の中戸地区（5.7 km）、大島東小学校区の黒瀬地区（4.3 km）、崎戸小学校区の本郷地区（4.4 km）以外の地区は、文部科学省の基準である4 kmの範囲内となっています。

（単位：km）

学校名	地区	距離	学校名	地区	距離
大島東小学校	黒瀬	4.3	大島西小学校	大島	1.3
	蛤	2.6		塩田	2.0
	徳万	1.6		塔の尾	3.2
	間瀬本町	0.7		太田尾	3.8
	間瀬東町	0.6		中戸	5.7
	馬込東	2.0	崎戸小学校	浅間	1.0
	馬込西	1.4		本町	0.8
	寺島	1.9		中央	0.5
	真砂	0.7		栗崎	0.7
	中央	1.2		横浦	0.7
百合丘	1.7	水浦		1.7	
		本郷		4.4	

3. 職員の配置状況（令和元年5月1日現在）

種 別	大島西小学校	大島東小学校	崎戸小学校
校 長	1	1	1
教 頭	1	1	1
教 諭	3	14	4
養 護	1	1	1
講 師	1	1	1
事 務	1	1	1
用 務	1	1	1
計	9	20	10

※教諭数のうち、特別支援学級がある大島東小学校には3名、崎戸小学校には1名、特別支援学級担当の数が含まれています。

4. 学校施設の整備状況

学校施設は、児童にとって一日の大部分を過ごす学習や生活の場であり、地震発生時における児童の安全確保はもとより、地域住民の緊急避難場所としての役割を果たす必要もあるため、施設の耐震化を図る必要がありますが、大崎地区の小学校施設については、耐震診断の結果、校舎においては2つの小学校で耐震性が確保されていなかったため、平成21年度に崎戸小学校を、平成23年度には大島西小学校を耐震改修しています。

なお、屋内運動場（体育館）においては、3つの小学校とも耐震数値が基準値以上であったため、改修不要となっています。

学校	主校舎 建築年	耐震状況	体育館 建築年	運動場面積	普通教室の 設置可能数	バス停の 距離
大島西小	昭和40年	改修済 Is 値： 0.82～0.91	平成7年	6,820 m ²	7 教室	220m (西小前)
大島東小	昭和54年	改修不要 Is 値： 0.73～0.80	平成6年	12,476 m ²	12 教室	200m (東町)
崎戸小	昭和40年	改修済 Is 値：0.9	昭和57年	4,079 m ²	6 教室	200m (蛸の浦)

※Is 値（構造耐震指数）：建物の耐震性能を示す指標で、地震に対する強度と粘り強さを数値化したもので、数値が大きいほど耐震性能が高くなります。Is 値が0.6以上あると震度6強以上の大規模地震でも倒壊の危険性は低いとされていますが、学校施設では0.7以上に補強することが求められています。

Ⅲ 大崎地区学校適正配置の目的

1. 西海市小・中学校適正配置基本計画（答申）における位置付け

平成20年8月に西海市学校適正配置基本計画策定委員会から答申を受けた「西海市立小・中学校の適正配置基本計画」における西海市の小学校の適正規模として、

**【小学校】複式学級とならない6学級以上（江島・平島を除く）の規模
できるだけクラス替えが可能となる学校規模が望ましい**

とされています。

また、この答申では、大崎地区における学校適正配置の具体的方策として、小・中・高一貫教育の実現について掲げられており、第1段階として平成25年4月に実施した大島中学校と崎戸中学校の統合と大崎高等学校との中・高一貫教育の推進、そして第2段階として、複式学級の解消を含めた小学校の適正配置について、下記の提言がなされています。

第1段階	大島中学校と崎戸中学校を統合して、大崎中学校（仮称）を設置し、大崎高等学校との中・高一貫教育ができるよう長崎県教育委員会に働きかけるとともに、そのための環境整備を図る必要がある。
第2段階	大崎地区の3つの小学校を統合し、質の高い教育に特化した小・中・高一貫教育の実現を期待する。

2. 適正配置の効果

- ・ 集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすくなります。
- ・ 周囲の意見や学習の状況を参考にしながら、学習への理解を深めたり、学習内容を広げたりすることができます。
- ・ 学級替えを行うことで、より多くの友人と交わり、多様な人間に接する機会を得ることができます。
- ・ 大きな学校行事をみんなで協力する大切さや楽しさを学ぶ機会が多くなります。
- ・ 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動の制約が解消されます。
- ・ P T A活動等における保護者一人当たりの負担が軽減されます。

IV 新たな教育制度の導入に係る国の制度改正

1. 国の制度改正

文部科学省は、平成 28 年 4 月 1 日に学校教育法等の一部を改正し、これまでの小・中学校に加え、小学校から中学校までの 9 年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」の設置や義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して行うことができる小中一貫教育の仕組みの整備を行いました。

これに伴い、今までは小中一貫教育を行うための教育課程の変更は、文部科学省への申請及び文部科学大臣の指定が必要であったものが、学校の設置者である市区町村の判断で行えるように条件が緩和されました。

その結果、平成 29 年 3 月 1 日現在の国の調査結果によると、義務教育学校は平成 28 年度に 22 校、平成 29 年度に 26 校、合計 48 校が設置されています。

また、併設型小中一貫型小学校・中学校は、平成 28 年度に 165 件、平成 29 年度に 88 件、合計 253 件が設置されており、平成 30 年度以降も 272 件予定されているとの調査結果が出ています。

2. 小中一貫教育

小中一貫教育の制度化においては、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」の大きく 2 つの形態に制度化され、「小中一貫型小学校・中学校」については、さらに「併設型」と「連携型」に細分化されます。

なお、「義務教育学校」「小中一貫型小学校・中学校」どちらの形態においても、施設一体型や施設隣接型、施設分離型といった施設形態による設置が可能となっています。

① 義務教育学校

小中一貫教育の基本形として、一人の校長の下で一つの教職員組織が一貫した教育課程を編成・実施する 9 年制の学校

②-1 小中一貫型小学校・中学校（併設型）

既存の小学校及び中学校の施設や教職員組織は残したまま、義務教育学校に準じた形で 9 年間の教育目標を設定し、9 年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校

なお、小中一貫教育では、全国的に見ても、この形態の学校が一番多い。

②-2 小中一貫型小学校・中学校（連携型）

都道府県と市区町村など設置者の異なる小学校と中学校が、併設型の小中一貫教育の学校運営を参考に、学校間の距離や小学校と中学校の校種の違いや教育活動の良さをそのまま継続した上で、児童生徒や教職員が交流を行い、一貫した教育を実施する学校

	① 義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
		②-1 併設型 ※同一の市区町村	②-2 連携型 ※異なる市区町村
修業 年限	9年 前期課程6年 +後期課程3年	小学校6年 中学校3年	
形態	一体型、隣接型、分離型		
組織 運営	一人の校長 一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
		小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件	併設型を参考に、適切な運営体制を整備すること
教育 課程	○一貫教育に必要な独自教科の設定 ○指導内容の入れ替え・移行	○一貫教育に必要な独自教科の設定 ○指導内容の入れ替え・移行	○一貫教育に必要な独自教科の設定 ×指導内容の入れ替え・移行

3. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（以下「コミュニティ・スクール」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に設置及び運営に関して定められていますが、校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進や連携の強化を進めることにより、学校、保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とするものです。

学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

コミュニティ・スクールに設置される学校運営協議会の主な役割としては、

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ② 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、校長を通じて教育委員会に意見を述べるができる。

などがあります。

V 大崎地区学校適正配置の具体的内容

1. 大崎地区における推進方針

西海市教育委員会は、基本計画（答申）と保護者、地域住民のご意見を大切にしながら、ある程度の人数の中で切磋琢磨しながら学び合える、子どもたちにより良い教育環境を提供することが必要であると考えています。

推進方針を決定するにあたり、

- ① 令和元年6月5日から6月12日にかけて大島西小学校、大島東小学校、崎戸小学校児童の保護者及び大島幼稚園、まさご保育園、太田尾保育園、間瀬保育所、蛸浦保育所園児の保護者を対象に学校統合に関するアンケートを実施するとともに、大崎地区の各行政区の意見聴取を実施し、保護者、地域住民の意見を集約し考察しました。
- ② 令和元年8月19日から8月22日にかけて大崎地区各小学校区別の説明会を開催し、保護者及び地域住民の意見聴取を実施しました。
- ③ 令和元年10月8日に崎戸小学校の保護者及び蛸浦保育所園児の保護者との意見交換会を実施しました。
- ④ 令和元年12月16日から12月19日にかけて大崎地区各小学校区別の説明会を開催し、保護者及び地域住民の意見聴取を実施しました。

その結果を受けて、大崎地区各小学校の校長、PTAの代表者、住民の代表者及び幼稚園や保育所などの未就学児の保護者の代表で構成する「大崎地区審議会」で「大崎地区小学校適正配置（学校統合）実施計画（案）」の審議を行い、「推進方針」を下記のとおり決定しました。

【推進方針】

大島西小学校、大島東小学校、崎戸小学校3校を廃校し、大崎小学校（仮称）を新設します。

- ① 新設校の開校を令和4年4月とします。
- ② 適正配置後の学校の位置は、現大島東小学校とします。
- ③ 大崎中学校・大崎高等学校との小・中・高一貫教育を目指します。
- ④ コミュニティ・スクールを導入し、地域とともにある学校づくりを目指します。

なお、適正配置の推進にあたっては、保護者や地域住民と十分に協議するなど、配慮していきます。

2. 適正配置後の児童数

適正配置により、児童数は全体でおよそ 240 人程度となります。1 学年の児童数はおよそ 40 人前後で、1 学年の学級数はほとんど 2 学級という規模になり、複式学級の解消はもとより、学年によっては学級替えも可能な学校規模となります。

大崎小学校（仮称）

（上段：学級数 下段：児童数 特別支援学級除く）

	児 童 数						計
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	
令和 4 年度	2	2	1	1	2	2	10
	44	39	38	38	44	40	243
令和 5 年度	2	2	1	1	1	2	9
	44	44	39	38	38	44	247
令和 6 年度	2	2	2	1	1	2	10
	38	44	44	39	38	38	241
令和 7 年度	1	2	2	2	1	2	10
	24	38	44	44	39	38	227

3. 適正配置後の通学手段等

学校の適正配置により、大島西小学校区及び崎戸小学校区の通学距離が大幅に変わります。

通学距離の変更に伴い、大崎地区の交通事情を考慮し、児童の登下校時の負担軽減や利便性を第一に考え、安全・安心な通学手段を確保するため、スクールバスを導入します。

なお、通学費補助については、現在、自宅からの通学距離が 2 km 以上の児童に対して補助を実施していますので、学校の適正配置に伴う保護者負担は、新たに発生しないものと考えています。

○大崎小学校（仮称）までの通学距離及び通学時間

旧学校名	地区名 (バス停)	通学距離 (km)			通学時間 (分)		
		適正配置 前	⇒	適正配置 後	適正配置 前	⇒	適正配置 後
大島西 小学校	大島 (西大島)	1.3	⇒	3.8 (9.4)	20	⇒	19 (24)
	塩田 (塩田)	2.3	⇒	5.7 (7.5)	8	⇒	24 (19)
	塔の尾 (塔ノ尾向)	3.3	⇒	6.7 (6.5)	11	⇒	27 (17)
	太田尾 (太田尾)	4.4	⇒	7.8 (5.4)	13	⇒	29 (15)
	中戸 (中戸)	5.7	⇒	9.2 (4.0)	16	⇒	33 (11)
大島東 小学校	黒瀬 (黒瀬農協前)	4.2	⇒	4.2	13	⇒	13
	馬刀ヶ浦 (神の川)	3.0	⇒	3.0	10	⇒	10
	浜町 (浜町団地前)	1.1	⇒	1.1	17	⇒	17
	寺島 (寺島)	1.4	⇒	1.4	21	⇒	21
	真砂	0.7	⇒	0.7	11	⇒	11
	蛤 (蛤)	2.3	⇒	2.3	8	⇒	8
	徳万	1.5	⇒	1.5	23	⇒	23
	百合ヶ丘	1.0	⇒	1.0	15	⇒	15
	中央	1.0	⇒	1.0	15	⇒	15
	間瀬本町	0.6	⇒	0.6	9	⇒	9
崎戸 小学校	浅間 (浅間町)	0.8	⇒	7.6	15	⇒	21
	中央 (奥浦)	0.3	⇒	7.0	8	⇒	20
	栗崎 (蠣の浦)	0.2	⇒	6.2	6	⇒	18
	横浦 (内鋤田)	0.8	⇒	5.6	14	⇒	16
	水浦 (福浦橋)	1.3	⇒	6.9	9	⇒	19
	本郷 (崎戸本郷)	4.4	⇒	10.0	16	⇒	26

※ 通学時間の網掛け部分は、徒歩+バスの時間（待ち時間は加味していません。）

徒歩：90 秒/100m換算（適正配置前の崎戸小のみ、学校手前の 200mは 180 秒/100m）

バス：25 km/時速換算

※ 大島西小学校の適正配置後の（ ）内は、大島⇒中戸回りの距離及び時間

4. 大崎地区における小・中・高一貫教育の実現

西海市教育委員会では、これまで実施している大崎中学校と県立大崎高等学校との「連携型中・高一貫教育」を継続しながら、既存の施設を利用し、小学校と中学校の校種の違い、教育活動の良さをそのまま継承し、一貫した教育を実施する大崎小学校（仮称）と大崎中学校との「併設型小中一貫教育（分離型）」の導入を行なうことで、西海市立小・中学校適正配置基本計画（答申）で示された大崎地区における小・中・高一貫教育の実現を目指します。

これは、小学校から中学校までの9年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たに設置するのではなく、大崎小学校（仮称）及び大崎中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形の「併設型小中一貫教育（分離型）」として、9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施するものです。

大崎地区においては、先に述べたとおり「連携型中・高一貫教育校」として平成25年4月に「大崎中学校」を設置しており、その活動内容として幼・小・中・高合同の清掃活動や歓迎遠足など小中高一貫教育を導入するための下地がありますので、地域の特性に応じた小中高12年間を見越した教育課程の編成による、西海市における新たな教育制度として円滑な小中高一貫教育の導入に向けた研究指定事業を実施していきます。

■大崎地区併設型小中一貫教育の柱

- ① 9年間を4年（前期）・3年（中期）・2年（後期）の区分に分け、身体の発達と心の変化に対応した教育の実現
- ② 大崎小学校（仮称）における乗り入れ授業を取り入れ、専門性を活かした授業の実施

■小中一貫教育の期待される効果

- ① 小学校から中学校へのスムーズな移行
- ② 中1ギャップの解消（いじめ、暴力行為、不登校など）
- ③ 自尊感情の向上（心の教育）
- ④ 乗り入れ授業による学力の向上

■中・高一貫教育の実施状況

- ① 乗り入れ授業、公開授業の実施
- ② 中高対面式
- ③ 合同歓迎遠足（小・中・高連携活動）
- ④ 合同地域清掃（幼・小・中・高連携活動）
- ⑤ 合同体育大会
- ⑥ 合同文化祭
- ⑦ 合同防災避難訓練

■中・高一貫教育の成果

- ① 学校生活において、高校生は中学生の手本になろうと頑張り、中学生は高校生をみて

頑張り、学校全体が活気づいている。

- ② 学校行事を合同開催することで、充実した取組が行われている。
- ③ 合同の地域清掃、体育大会や文化祭に取り組むことにより、人間性や社会性を身に付けることに役立っている。

■小中高一貫教育の期待される効果

- ① 教員が各校種の枠を超えて乗り入れ授業ができるため、専門性の高い授業が可能となり、学力の向上に繋がります。
- ② 地域の特性に応じた小中高 12 年間を見通した教育課程の編成により、系統性・連続性に配慮された学習が可能となります。そのため、小学校から中学校へ、中学校から高校への円滑な移行ができます。
- ③ 12 年間を見通した生活指導、異校種の生活規律や指導技術の相互理解、合同行事等の早期の児童生徒理解により、心豊かで、たくましい児童生徒の育成が期待でき、いじめ、不登校、高校中途退学者など問題行動や不適応者の人数も減ると思われます。

5. 魅力ある学校づくり

大崎地区において、小中高一貫教育のうち、「併設型小中一貫教育（分離型）」の部分では、現在進めている国際化や情報化に対応した「英語教育」「プログラミング学習」を乗り入れ授業により効果的に実施します。

また、西海市の恵まれた地域の自然や歴史・文化などの貴重な学習素材を活用した「ふるさと教育」の充実を図り、「ふるさと西海市」の正しい理解と豊かな郷土愛を育成し、生涯にわたって、ふるさとを支える人づくりを推進していきます。

さらに、「小中高一貫教育」においては、現在取組んでいる大崎中学校と大崎高等学校との「連携型中・高一貫教育」と繋げながら、小中高 12 年間を見越した教育課程の編成により魅力ある学校づくりを推進していきます。

6. 地域コミュニティの活性化支援

地域から学校がなくなることにより、学校と地域との関係が希薄化することが懸念されることから、学校と地域が連携・協働しながら、地域の良さを生かしつつ、地域の教育力を高めていくために、大崎地区にコミュニティ・スクールを導入し、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を推進していきます。

具体的には、平成 30 年度から既に大瀬戸小学校で取組んでいるコミュニティ・スクールの取組を参考にしながら、適正配置に伴い校区が広がるメリットを最大限生かしながら、学校と保護者・地域のつながりをより一層深め、地域の人々が学校運営に積極的に参画できるよう検討していきます。

7. 学校施設の整備（大島東小学校）

設置年度	校地面積（㎡）			体育館（㎡）	
	建物敷地	運動場	その他	建築年	面積構造
平成6年	7,196	12,476	660	平成6年	934

校舎（普通教室棟・管理特別棟）			プール	
建築年	面積・構造		建築年	構造
昭和54年	2,802㎡・RC		※社会体育施設を利用	

普通教室	理科室	音楽室	家庭科室	図書室	コンピュータ室	図工室	その他 (準備室等)
9	1	1	1	1	1	1	7
570.2	122.7	122.7	122.7	122.7	81.8	124.6	288.0

校舎、体育館については耐震基準を満たしており改修の必要はありませんが、教室、廊下等校舎内部や屋上防水などの経年劣化が進行しており、改修工事が必要な状況です。

今後、西海市学校施設長寿命化計画に基づき、適正配置の実施時期に対応した改修工事を実施していきます。

8. 防災・交通安全対策

万一津波が発生した場合は、校舎の上部階に避難することにより安全性は確保されますが、校舎が海岸沿いに位置し避難後に孤立する恐れもあることから、避難場所や避難経路の設定には十分配慮し、日頃から津波対策などの安全教育を実施していきます。

また、交通事故防止や不審者対策も含め、児童が安心して通学できるよう、安全対策について、通学分科会で協議を行うとともに、学校、警察署、道路管理者等による合同点検を実施し、通学路の安全確保に努めます。

9. 空き校舎の利活用

学校は、それぞれ長い歴史を有し、地域のシンボルとして地域住民から親しまれ、愛されていることを踏まえると、適正配置は、地域にも大きな影響を与えることになります。

このため、廃校となる学校施設については、施設の有効活用を念頭に、地域住民の意見を尊重しながら、教育、福祉、防災等の観点から公共的施設として転用できないか、また、貸与や譲渡したうえ、民間のノウハウや資金を活用できないか、それとも閉鎖（取り壊し）するのか、行政区長会や市の部局を越えた横断的な庁内会議等で検討していきます。

当面は、施設の利用について、行政区長会や地域の意見を十分尊重し、慎重に検討していきます。

VI 大崎地区小学校適正配置の今後の進め方

1. 大崎地区審議会の設置

適正配置事業の円滑な推進を図るために、西海市小中学校適正配置等審議会設置条例に基づき、学校長、PTA代表者、行政区長等地域の代表者、未就学児の保護者の代表などをメンバーとする「大崎地区審議会」を設置しています。

また、細部にわたる調査等を行なうため、今後、審議会に次のとおり分科会を設置します。

大崎地区審議会分科会

部会名	所掌事務
総務分科会	学校の名称、校則等(校章、校訓、校旗、校歌、体操服等)、式典関係、学校施設整備、廃校校舎等の利活用等に関すること。
教育課程等分科会	教育課程等、学校行事等(学校と地域の連携・協働等含む。)、児童会、(事前)交流事業、研究指定等に関すること。
通学分科会	通学体制(通学路、通学方法、安全対策、路線バス・スクールバス利用の検討等)に関すること。
PTA分科会	PTA組織運営(組織再編、規約、役員選出、運営計画、予算等)に関すること。
事務分科会	設備及び備品(学校備品、教材備品、学校図書)、予算計画、移転計画等に関すること。
地域支援分科会 (仮称)	学校と地域の連携・協働に関すること。

2. 事前交流事業の実施

児童たちが、新しい統合校で、仲良く生活し、お互いを高め合いながら学習や運動、学校行事に心を合わせていくためには、適正配置する前から大島西小学校、大島東小学校及び崎戸小学校の連絡を密にして、学校行事や校外学習等で交流を図っていくなどの活動が求められます。

そこで、先行して3つの小学校において積極的に事前交流事業を実施することで、児童間の親睦を図り、互いに仲間意識を作ることで、学校の統合に対する児童の不安感の緩和に努めていきます。

また、学校の統合にあたっては、関係者が一体となって新しい学校を創るという観点に立ち、統合後の児童の様子を把握しながら、必要に応じて心のケアにも留意します。

3. 適正配置に伴う人事上の配慮

適正配置が円滑に進むよう、また、子供の不安を軽減し、適正配置後の学校の教育内容の充実を図るよう、適正配置対象校から適正配置後の学校への教員の異動、適正配置時における教員の配置増（加配措置）等を県に対し要望します。

また、市独自で配置している学習支援員についても、当分の間は引続き配置できるよう努めていきます。

4. 主なスケジュール (案)

項 目	時 期
大崎地区審議会の設置・実施計画の検討	令和元年5月～令和4年2月
校区別素案説明会	令和元年8月
大崎地区審議会で実施計画(案)の作成	令和元年9月～11月
実施計画(案)の校区別説明会の開催	令和元年12月～令和2年1月
大崎地区審議会で最終実施計画(案)の作成・答申	令和2年2月
定例教育委員会で実施計画の決定	令和2年2月
市議会への実施計画の報告	令和2年2月
保護者及び地域住民への実施計画の報告	令和2年4月
市民への実施計画の広報	令和2年4月
大崎地区審議会分科会の設置及び協議	令和2年5月～令和4年1月
学校設置条例の改正 (定例教育委員会への報告・承認、市議会での議決)	令和2年8月～令和3年3月
施設等改修事業(設計業務、改修工事)	令和2年6月～令和4年2月
新しい学校の設置	令和4年4月

西海市教育委員会事務局 教育総務課

〒857-2301 西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 920-12

T e l 0959-37-0077

F a x 0959-22-9011

e-mail: edu-soumu@city.saikai.lg.jp